

児童手当・児童育成手当対象者の方へ

問合せ 福祉課 ☎ 557—7624

対象者の方は、すでに送付しました現況届の用紙にご記入の上、提出してください。
※未提出の場合は、6月からの手当は受けられなくなりますので、ご注意ください。

児童育成手当対象者の方については、昨年度所得制限等で該当にならなかった方も該当になる場合がありますので、お問い合わせください。

受付期間	6月1日(金)～29日(金) (土・日曜日は除きます) 午前8時30分～午後5時	6月中の臨時窓口
受付場所	福祉課児童係	○福祉課児童係 毎週木曜日 午後8時まで ○武蔵野コミュニティセンター 6月12日(火) 午前9時～午後4時30分 ○長岡コミュニティセンター 6月19日(火) 午前9時～午後4時30分 ○元狹山コミュニティセンター 6月26日(火) 午前9時～午後4時30分

持ち物（児童手当）	持ち物（児童育成手当）
①現況届	①現況届
②加入年金保険が確認できるもの（健康保険被保険者証等）の写し	②印鑑（朱肉をつけて使用するもの）
③印鑑（朱肉をつけて使用するもの）	③平成24年1月1日現在瑞穂町に住民登録がなかった方は、前住所地の区市町村長発行の「平成24年度課税・非課税証明書」
④平成24年1月1日現在町に住民登録がなかった方は、前住所地の区市町村長発行の「平成24年度課税・非課税証明書」	④児童と別居し、児童がほかの区市町村に住民登録をしている場合は、児童の属する世帯全員の住民票（続柄・本籍表示のもの）と、「児童育成手当に関する監護事実についての申立書」
⑤児童と別居し、児童がほかの区市町村に住民登録をしている場合は、児童の属する世帯全員の住民票（続柄・本籍表示のもの）と、「児童手当に関する監護事実についての申立書」	※「児童育成手当に関する監護事実についての申立書」が必要な方はお申し出ください。
※「児童手当に関する監護事実についての申立書」が必要な方はお申し出ください。	⑤父母または児童に障がいがある場合は、身体障害者手帳、愛の手帳等の写し

町営住宅入居者募集

▶あき家住宅（ファミリー向）1戸
※詳しくは、募集案内でご確認ください。

【募集案内・申込書の配布】
期間 6月5日(火)～14日(木)
配布場所
▶管財課
午前8時30分～午後5時（土・日は除きます）
▶武蔵野・元狹山・長岡コミュニティセンター
午前9時～午後9時（13日(木)は除きます）



問合せ 管財課 ☎ 557—7486

本人講座・ボランティア講座のご案内

【本人講座】
日 時 ▶ 7月 7日(土) 午前9時～午後0時15分
▶ 9月 8日(土) 午前9時～午後0時15分
▶ 10月13日(土) 午前9時～午後0時30分
内 容 「パーカッション」「手打ちうどん」の2つの講座の中から一つを選んで参加していただきます。

【ボランティア講座】
日 時 ▶ 6月30日(土) 午前9時～午後0時30分
▶ 7月 7日(土) 午前9時～午後0時45分
▶ 9月 8日(土) 午前9時～午後0時45分
▶ 10月13日(土) 午前9時～午後1時
内 容 講義を受けていただき、ボランティアについて学んでいただきます。また、上記の本人講座に参加していただきます。

場 所 都立羽村特別支援学校（羽村市五ノ神319－1）
締切り 6月8日(金)

問合せ 都立羽村特別支援学校 ☎ 554—0829

平成24年度国民健康保険について

問合せ 住民課 ☎ 557—7578

国民健康保険医療費の現況

国民健康保険の医療費は、加入者の高齢化や、医療技術の高度化により年々増加しています。その一方で、それに見合った保険税収入が確保できず、恒常的な財源不足が続いています。この不足を補うため、毎年、町の一般会計から繰入金という形で赤字補てんをしています。一般会計は町税を主な財源としているため、赤字補てん額をそのまま増やし続けることは、国民健康保険に加入していない方への住民サービスに大きな影響を与えます。

平成24年4月から保険税率を改定

このままでは国保財政が危機的状況を迎えるため、持続可能な医療給付ができるよう、有識者・医師・加入者代表で構成する「国民健康保険運営協議会」で検討を重ね、保険税率の改定案を策定しました。その後、議会に提案し可決され、4月から保険税率を改定することになりました。詳しい改定内容は下の表のとおりです。改定率は平均3.12%の増となります。これにより、24年度の収支均衡を図ることができます。

＜例＞夫婦二世帯(60歳未満)で、本人が給与収入222万円(所得額137万4千円)のみで、他の所得がなく、配偶者が無収入の場合
※国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算します。

医療給付費分……………病気やケガをしたときの医療の財源となるもので加入者全員が対象です。
本人の均等割額：20,500円＋配偶者の均等割額：20,500円＝41,000円
本人の所得割額：1,374,000円－330,000円＝1,044,000円
1,044,000円×4.5%≒46,900円
均等割額＋所得割額＝医療給付分：41,000円＋46,900円＝87,900円

後期高齢者支援金分…後期高齢者医療制度に対する支援金を負担するために納めていただくもので、加入者全員が対象です。
本人の均等割額：5,200円＋配偶者の均等割額：5,200円＝10,400円
本人の所得割額：1,374,000円－330,000円＝1,044,000円
1,044,000円×1.16%≒12,100円
均等割額＋所得割額＝後期高齢者支援金分：10,400円＋12,100円＝22,500円

介護納付金分……………介護サービスの財源となるもので、40歳から64歳までの加入者が対象です。
本人の均等割額：9,700円＋配偶者の均等割額：9,700円＝19,400円
本人の所得割額：1,374,000円－330,000円＝1,044,000円
1,044,000円×1.10%≒11,400円
均等割額＋所得割額＝医療給付分：19,400円＋11,400円＝30,800円

医療給付費分＋後期高齢者支援金分＋介護納付金分＝国民健康保険税
87,900円 ＋ 22,500円 ＋ 30,800円 ＝141,200円



※75歳になると……国保加入者が75歳に到達すると、誕生日から後期高齢者医療制度に移行します。

平成24年度国民健康保険税納税通知書を発送します

●支払方法
8期に分けてお支払いいただく「普通徴収」と、お受け取りになる年金額からあらかじめ日本年金機構が保険税を差し引いて町に収める「特別徴収」の2通りの方法があります。
年金からお支払いいただく「特別徴収」は、申し出することで「普通徴収」(口座振替)に切り替えることができます。

●世帯主課税
世帯主が国保加入者であるなしに関わらず、納税義務者は世帯主になり、納税通知書は世帯主宛てに送られます。
世帯主が国保に加入していない場合は、世帯主の所得等は保険税の算定に含まれません。

●納め忘れにご注意を
加入者の皆さんに負担していただく保険税は重要な財源です。安心して暮らしていくために、必ず納めましょう。ぜひ口座振替をご利用ください。

解雇などによる失業者の特例

次の要件全てに当てはまる方は、前年の給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税を算定します。

要件
○平成24年度については平成23年3月31日以後の離職により、雇用保険受給資格者証を持っていること(軽減期間は離職日の翌日から翌年度末までの期間です)。
○雇用保険受給資格者証の「理由」欄のコードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかである場合
※雇用保険受給者証をお持ちの上、住民課国保係で手続きしてください。



高 齢 者 の 熱 中 症 に つ い て 注 意 を

熱中症は、体温を調節する機能が低下した高齢者ほどかかりやすく、屋外だけでなく屋内でも発症することがあります。

【熱中症予防対策】

▼小まめに水分の補給をする
スポーツドリンクと水を適度に飲みましょう。

▼エアコンや扇風機を上手に使う
我慢せずに、必要に応じて使うことを心掛けてください。

※体調がすぐれない場合、早めに医療機関にかかりましょう。

問合せ 高齢課 0557-7623



シニア向け講演会

「いつまでも元気な高齢者でいるために」

日程・場所

▼6月22日(金) 町民会館1階会議室

▼6月28日(木) ふれあいセンター
1階マツ(大会議室4)

時間 両日とも午前10時30分～正午

定員 各50名

費用 無料

講師 保健師・健康管理士

※受講された方には、スポーツドリンクを差し上げます。

申込み 6月4日(月)から高齢課へ
0557-7623

配布期間 6月18日(月)～7月25日(水)

配布場所

▼高齢課 0557-0594

▼武蔵野コミュニティセンター 0570-0555

▼元狭山コミュニティセンター 0568-0333

▼長岡コミュニティセンター 0568-0030

▼社会福祉協議会 0557-0159

平成24年度東京都介護支援専門員実務研修受講試験受験要項の配布について

乳幼児医療証・
子義務教育就学児医療証
が新しくなります

10月1日から乳幼児医療証と義務教育就学児医療証が新しくなります。

現在お持ちの医療証(びわ色)は9月30日まで有効です。それ以降は使用できません。

医療証をお持ちの世帯に現況届を送付していますので、必要事項をご記入の上、提出してください。

※未提出の場合は、10月1日からの助成は受けられません。

受付期間 6月1日(金)～29日(金)(土・日曜日は除きます)

午前8時30分～午後5時

受付場所 福祉課児童係

6月中の臨時窓口

▼福祉課 毎週木曜日午後8時まで

▼武蔵野コミュニティセンター 6月19日(火)午前9時～午後4時30分

▼長岡コミュニティセンター 6月19日(火)午前9時～午後4時30分

▼元狭山コミュニティセンター 6月26日(火)午前9時～午後4時30分

申込期間 6月18日(月)～7月25日(水)

※詳しくはお問い合わせください。

問合せ 高齢課 0557-0594

持ち物

①現況届申請書

②健康保険被保険者証(申請者と対象者全員分)の「コピー印鑑」

③印鑑

④平成24年1月1日現在、町に住民登録がなかった方は、前住所地の区市町村長発行の「平成24年度(非)課税証明書」

※申請をされる方の(生計中心者)平成24年度所得が基準を超過している場合は、1年間助成対象となりません(10月1日から所得制限が緩和されます)。

問合せ 福祉課 0557-7624

第32回福祉運動会

「ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまちみずほ」をモットーに障がい者の運動会を開催しますので、お気軽にご参加ください。

日時 6月17日(日)午前10時から

場所 中央体育館

※今年もボランティアや各種団体のご協力をお願いします。

問合せ ▼瑞穂町体育協会 0557-7098

▼福祉課 0557-0574

平成24年度 後期高齢者医療保険料について

平成24年度の保険料および軽減措置が決定しました。7月中旬に保険料決定通知および保険料納入通知書が送付されます。保険料率は、2年間の財政運営期間における医療給付費等に応じて定めることになっています。

平成24・25年度の保険料率を法令に基づき計算したところ、医療費の増加などに伴い大幅な上昇が見込まれ、保険料の増加抑制策を講じてもおお、一定のご負担をお願いせざるを得ないこととなりました。

保険制度の安定的な運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします。

保険料の決め方

$$\text{東京都の保険料額 (限度額55万円)} = \text{均等割額 被保険者1人当たり 40,100円} + \text{所得割額 賦課のもととなる所得金額(※1) \times 東京都の所得割率 8.19\%}$$

※1 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

保険料の軽減について

所得に応じて、保険料の軽減があります(軽減には確定申告をはじめ、所得の申告などが必要です)。

①均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

②所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

※①および②については、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

③会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、所得割額が無料となり、均等割額が9割軽減された額のみとなります。

例1 単身世帯で、公的年金収入250万円のみで、他の所得がない場合
均等割額：40,100円・(ア)

所得割額：250万円－120万円－33万円＝97万円

97万円×8.19%＝79,443円・(イ)

保険料額：(ア)＋(イ)＝119,500円(年額)(100円未満切り捨て)

例2 夫婦二世帯(ともに75歳以上)であり、本人が公的年金収入170万円のみで、他の所得がなく、配偶者は無収入の場合
本人の均等割額：170万円－120万円－15万円＝35万円

35万円<57.5万円(5割軽減判定額【33万円＋24.5万円×1人】)

40,100円×(10割－5割)＝20,050円・(ウ)

本人の所得割額：170万円－120万円－33万円＝17万円

17万円<20万円(75%軽減判定額)

17万円×8.19%×(100%－75%)＝3,480円・(エ)

本人の保険料額：(ウ)＋(エ)＝23,500円(年額)(100円未満切り捨て)

配偶者の均等割額：20,050円(本人の均等割額と同額)・(オ)

配偶者の所得割額：なし・(カ)

配偶者の保険料額：(オ)＋(カ)＝20,000円(年額)(100円未満切り捨て)

①均等割額の軽減基準

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円＋(245万円×世帯主を除く被保険者の数)以下 ※単身者は該当しません。	5割
33万円＋(35万円×被保険者の数)以下	2割

※65歳以上(1日1回現在)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

②所得割額の軽減基準

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	100%
20万円以下	75%
58万円以下	50%

③保険料の具体的な計算について

所得での計算表			
年金収入	年金所得		
330万円未満	収入金額	－	120.0万円
410万円未満	収入金額	× 75%	－ 37.5万円
770万円未満	収入金額	× 85%	－ 78.5万円
770万円以上	収入金額	× 95%	－ 155.5万円

問合せ
▶保険料については
住民課 0557-7578
▶制度のことは
広域連合問合せセンター
0570-086-519
IP電話(ひかり電話)、PHSの方は
03-3222-4496へ